

大阪府国際交流財団の積立資産の有効活用

対象受検機関：公益財団法人 大阪府国際交流財団

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）の留学生対策積立資産は、留学生に対する奨学金支給事業のため、平成2年に創設した積立金である。</p> <p>2 奨学金事業の概要（平成20年度募集要領より） (1) 対象者：大阪府内の大学院へ進学する外国人 (2) 支給期間：2年～3年 (3) 奨学金等：奨学金 月額120千円及び旅費（来日旅費及び帰国旅費）</p> <p>3 留学生に対する奨学金支給事業は、平成22年度分から新規の奨学生採用を停止し、平成23年度に事業を終了している。</p> <p>4 平成25年度末現在、特定資産として、20,652千円を保有している。当該積立資産の財源は、一般正味財産であり、定期預金として運用している。</p> <p>5 留学生に対する奨学金支給事業費及び留学生対策積立資産の推移は、下記のとおりである。平成2年度から積立が行われたものの、事業実施のための取崩しは行われないうまま、現在に至っている。</p>	<p>1 留学生対策積立資産について、積立の方法・目的取崩の要件・目的外取崩の要件が明確にされておらず、使途目的である留学生に対する奨学金支給事業のために取り崩された実績がない。</p> <p>2 平成22年度分から新規の奨学生採用を停止し、平成23年度に奨学金支給事業を終了しているが、平成22年度に一時的に剰余金が発生したという理由で、新たに10百万円の積立を行い、平成25年度末現在20百万円の残高が据え置かれている。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 特定資産は、本来、特定の目的のために用いられるものであり、使途・保有又は運用方法等に制約が存在する資産であるが、当該積立資産については、使途目的の事業が終了し、再開する見込みがないことから、今後の取扱いを検討し、資産の有効活用を図られたい。</p>

(単位：千円)

年度	奨学金支給事業費	留学生対策積立資産		年度	奨学金支給事業費	留学生対策積立資産	
		積立/ 取崩 (▲)	累計			積立/ 取崩 (▲)	累計
平成元年度	86,800	0	0	平成14年度	21,003	(※1)▲ 971	10,652
平成2年度	88,080	2,500	2,500	平成15年度	5,040	0	10,652
平成3年度	88,200	5,400	7,900	平成16年度	9,840	0	10,652
平成4年度	88,280	3,000	10,900	平成17年度	11,520	0	10,652
平成5年度	90,520	0	10,900	平成18年度	11,640	0	10,652
平成6年度	89,680	0	10,900	平成19年度	13,680	0	10,652
平成7年度	89,440	723	11,623	平成20年度	12,960	0	10,652
平成8年度	93,160	0	11,623	平成21年度	12,960	0	10,652
平成9年度	50,772	0	11,623	平成22年度	2,880	(※2)10,000	20,652
平成10年度	36,806	0	11,623	平成23年度	2,940	0	20,652
平成11年度	20,100	0	11,623	平成24年度	0	0	20,652
平成12年度	14,640	0	11,623	平成25年度	0	0	20,652
平成13年度	15,315	0	11,623				

(※1) 平成14年度に理事会の議決により、積立金の取崩し971千円を行っているが、奨学金支給事業ではなく、千里留学生会館の改装費（留学生死亡による）として使用。平成2年の積立金創設以降、積立金を取り崩されたのは上記1件のみである。

(※2) 仕組債の早期償還に伴い大幅に剰余金が発生したため、将来のグローバル人材等の重点事業に充てるため積み立てた。

措置の内容

留学生対策積立資産については、使途目的の事業が終了し、再開する見込みがないことから、その取崩しについて、平成27年3月14日開催の財団理事会及び同年3月24日開催の財団評議員会に諮り各々議決・承認された。本資産管理用の定期預金は平成27年3月31日付けで解約し、残金は別途普通預金口座へ入金した。